平成２９年（フ）第１１２号
大阪府泉佐野市南中岡本75番地の２
債務者　谷口　武美（旧姓六尾）
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川瀬まやな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
兵庫県加古川市米田町平津275番地の13
債務者　石王丸祥平
1　決定年月日時　平成29年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒野　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月25日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５０号
岡山県倉敷市児島田の口７丁目６番１号
債務者　加古由起子（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　徳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１号
大分市萩原１丁目１番26号（中西ビル305）
債務者　岩男　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第７７号
大分県別府市石垣東１丁目２番８―1401号　ジェムシティ境川
債務者　植田　晴明
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　壮平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１２０号
函館市富岡町２丁目11番21号
債務者　小松　巧
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１２８号
函館市栄町５番11―102号　ヴェルドミール栄町
債務者　松原　洋子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３１号
岐阜県不破郡垂井町524番地の１
債務者　酒井　康友
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
愛知県豊田市御幸本町１丁目207番地　ジョイフラット301号、前住所岡山県岡山市南区福田98番地６
債務者　田中慎太郎
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２０号
愛知県知立市谷田町本林２丁目16番地２　サウスヒルイケダ101号
債務者　大石　豊喜
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
和歌山県田辺市明洋１丁目14番１号　１－Ｂ
債務者　玉置　康雄
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１９号
和歌山県西牟婁郡白浜町34番地
債務者　山本　義明
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月28日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第１５２号
鹿児島県鹿児島市下荒田４丁目９番15号　サンシャイン下荒田302号
債務者　肥後　武志
1　決定年月日時　平成29年５月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月30日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
埼玉県上尾市大字原市348番地11　グリーンハイツ上尾102
債務者　古泉　春雄
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１３号
埼玉県川口市戸塚東２丁目22番12号　エミネンスＥ．Ｋ　102号室、旧住所埼玉県川口市大字里578番地の８　シーズガーデングリーンパティオ703号
債務者　市原　智也
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０４号
埼玉県上尾市春日１丁目29番地18　レジデンス春日206
債務者　野村美知子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２８号
さいたま市西区大字土屋558番地17
債務者　永峯　中子
1　決定年月日時　平成29年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係